

ご契約に際しての大切な事柄



この書面では、ペット保険のご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項（**契約概要**）とお客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項（**注意喚起情報**）を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。また、この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細はお申し込み後にお送りする「ご契約のしおり・約款」も必ずご確認ください。「ご契約のしおり・約款」は当社ウェブサイトにも掲載しております。また、お申し出いただければ事前にお送りいたします。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をご確認のうえお申し込みください。
- 保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ずお読みください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申し込む場合、お客様にとって不利益になることがあります。

1. ご契約前におけるご確認事項

①商品のしくみ

契約概要

- （1）ペット保険は、保険の対象となるペット（犬・猫）が、ケガまたは病気（注）によって日本国内の動物病院で治療を受けた場合に、被保険者（ペットの飼い主）の方が負担した治療費用について補償するものです。
（注）「ケガまたは病気」とは、普通保険約款の「傷害または疾病」を指します。
- （2）**責任開始日から1か月以内に発症した病気については、保険金を支払いません。**支払保険金額が増額となる変更（注）をした日から1か月以内に発症した病気については、その増額分についても同様とします。
（注）補償割合の増加・免責金額の減少を行う変更を指します。

②お申し込み条件

契約概要

- （1）保険契約者となることができるのは、お申し込みの時点において満18歳以上の方です。
- （2）この保険にご加入いただけるペットは、愛玩動物または伴侶動物（注）とすることを目的として家庭で飼育・管理されている生後2か月から11歳11か月の犬・猫です。
（注）コンパニオンアニマルをいい、盲導犬、聴導犬、介助犬などの身体障害者補助犬を含みます。
- （3）売買等の営利目的として飼育・管理されている場合、闘犬・狩猟犬・競争犬・災害救助犬・警察犬等、愛玩動物または伴侶動物とすること以外の目的で飼育・管理されている場合またはブリーダーなどにおいて専ら繁殖を目的として飼育・管理されている場合はお引受けできません。

③責任開始日について

注意喚起情報

申込締切日（毎月15日）までにお申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から補償が開始されます。申込書などに記入・捺印漏れがあったり、当社がお申し込みに関する確認に時間を要する場合などで、ご契約を承諾した日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。

④保険期間と更新

契約概要 注意喚起情報

- （1）保険期間は、責任開始日から1年間です。
- （2）保険契約者が保険期間満了日までに当社所定の書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、ご契約は原則として自動的に更新され、ペットの終身にわたって更新いただけます。ただし、ペットの健康状態その他会社の定める基準に適合しない場合において、当社からご契約を更新しない旨の案内を通知した場合や、更新の際に特定の病気を補償しない特別条件特則が付加される場合など、**ご契約を更新いただけない場合や自動的に更新されない場合があります**ので、保険契約満了日の2か月

前までに当社からお送りするご案内書類を必ずご確認ください。

- （3）更新後の保険期間は、更新日より1年間となり、当初の保険証券と更新証をもって更新後の保険証券とみなします。ただし、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を行うことがあります。
 - ①普通保険約款の規定により、更新時のペットの満年齢に応じて保険料が増額になる場合
 - ②保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行う場合
- （4）保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、本商品が不採算となった場合は、会社の定めにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。

⑤補償内容とお支払いする保険金

契約概要 注意喚起情報

- （1）ご契約のペットが保険期間中に被ったケガや病気の直接の結果として、日本国内の動物病院でペットに対して治療がなされた場合に、ケガが発生した日または病気が発症した日以後に、その治療のために被保険者が治療費用を負担することによる医療費用損害について、保険金をお支払いします。
なお、お支払いする保険金は、補償の対象となる治療費用に補償割合を乗じた額から保険証券に記載された免責金額を控除した額となり、保険証券等記載の支払限度額の範囲内とします。

プラン名	プラン70		プラン50	
	スタンダード	ライト	スタンダード	ライト
補償割合	70%		50%	
保険金の支払限度額（1保険期間）	70万円		50万円	
免責金額（1日あたり）	0円	7,000円	0円	5,000円
1回の入院（注1）に対して支払う保険金	被保険者の負担した治療費用（注2）×70%－免責金額×入院日数		被保険者の負担した治療費用（注2）×50%－免責金額×入院日数	
1回の通院（注3）に対して支払う保険金	被保険者の負担した治療費用（注2）×70%－免責金額		被保険者の負担した治療費用（注2）×50%－免責金額	

- （注1）退院日と同日に転入院または再入院を開始した場合は、前の入院と後の入院をまとめて1回の入院として取り扱います。
- （注2）入院中に手術が行われた場合または通院当日に手術が行われた場合は、その手術にかかわる治療費用を含みます。
- （注3）同じ日に2回以上の通院があった場合は、それらの通院をまとめて1回の通院として取り扱います。また、入院と通院が同じ日にあった場合は、その通院に対して支払う保険金の算式において免責金額を差し引きません。
- （2）医療費用損害が発生したにもかかわらず、想定外の事象発生に

より、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険金を削減して支払うことがあります。

⑥保険金をお支払いできないことがある主な場合

契約概要 **注意喚起情報**

- (1) 責任開始日前の病気やケガを原因とする場合
- (2) 責任開始日から1か月以内に発症した病気を原因とする場合（支払保険金額が増額となる変更をした日から、1か月以内に発症した病気を原因とする場合は、その増額分の保険金のみ支払いません）
- (3) 保険の対象となるペットが愛玩動物または伴侶動物とすることを目的として飼育・管理されなくなり、保険契約が消滅した場合
- (4) 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- (5) 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合
- (6) 保険契約について詐欺または強迫の行為があつて取り消された場合や、保険金の不法取得目的があつて保険契約が無効になった場合
- (7) 保険料のお払い込みがなく、保険契約が失効した場合
- (8) 免責事由に該当した場合

<主な免責事由>

保険契約者・被保険者等の行為によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○保険契約者・被保険者等の故意・重大な過失・自殺行為・犯罪行為・闘争行為により生じたケガ・病気 ○動物愛護及び管理に関する法律等の法令に反する不適切な飼養・管理のために生じたケガ・病気 ○保険契約者・被保険者・獣医師等の不正行為による保険金請求
既往症・先天性疾患	<ul style="list-style-type: none"> ○獣医学の水準から先天性・遺伝性疾患によって生じたと判断されるケガ・病気
自然災害等によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○地震・噴火・津波によって生じたケガ・病気 ○台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって生じたケガ・病気
予防できる病気	<ul style="list-style-type: none"> ○ケガや病気の生じた日から過去2年以内に予防接種をしなかったため罹患した次の病気 <ul style="list-style-type: none"> ①犬 <ul style="list-style-type: none"> ジステンパー、伝染性肝炎、アデノウイルスⅡ型感染症、パラインフルエンザ、パルボウイルス感染症、レプトスピラ感染症、コロナウイルス感染症または狂犬病 ②猫 <ul style="list-style-type: none"> 汎白血球減少症、カリシウイルス感染症、ウイルス性鼻気管炎（ヘルペス）または白血病ウイルス感染症（FeLV）、クラミジア ○猫免疫不全ウイルス（FIV）感染症（猫エイズ）または猫免疫不全ウイルス（FIV）感染症が原因と認められる病気 ○獣医師の指導のもとで適切な予防処置をしなかったため生じたフィラリア症（犬糸状虫症）
予防医療・健康食品等	<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種費用その他病気予防のための検査・投薬・予防接種費用、定期健診・予防的検査 ○ノミ、ダニ等の外部寄生虫の除去・駆除費用 ○健康補助食品・サプリメント・処方食・医薬部外品 ○医薬品を除く漢方、鍼灸、温泉療法、酸素療法、中国医学、インド医学、東洋医学、ハーブ療法、ホメオパシー、アロマセラピー、免疫療法、オゾン療法、再生医療、血清点眼、理学療法、リハビリテーション等

治療費用以外の費用	<ul style="list-style-type: none"> ○入浴費用、自宅で使用するシャンプー、イヤークリーナー・耳洗浄剤、スキンコンディショナー等のための費用 <ul style="list-style-type: none"> ※獣医師が通常の治療の一環として動物病院において行った薬浴はお支払いの対象となります。 ○ペットの移送費 ○マイクロチップの挿入費用 ○安楽死のための費用 ○葬儀費または埋葬費等ペットの死後に要した費用 ○各種証明書類の文書またはデータ作成費用（郵送費用を含みます） <ul style="list-style-type: none"> ※保険金請求のために作成した診断書および領収書等の作成費用はお支払いの対象となります。 ○医薬品の郵送費用 ○カウンセリング料、相談料、指導料、紹介料 ○ペットが新生仔の養育またはケガ・病気のための付添いに要した費用
その他保険金をお支払いできない場合として、当社が定めている費用	<ul style="list-style-type: none"> ○不妊・去勢手術、断耳・断尾、声帯除去、爪切除（狼爪切除を含みます）、美容整形手術、その他ケガ・病気の治療目的に該当しない外科手術 ○交配・妊娠・偽妊娠・出産・早産・流産またはこれらの治療により生じたケガ・病気 <ul style="list-style-type: none"> ※母体救命措置として行う緊急性を伴う帝王切開は、お支払いの対象となります。 ○停留鞏丸・膝蓋骨脱臼・膈ヘルニア・鼠径ヘルニア・椎間板ヘルニア ○歯科治療・口腔外科治療 <ul style="list-style-type: none"> ※ケガの治療目的で行われる場合はお支払いの対象となります。 ○健康体に行われた処置（ケガ・病気の治療目的でない耳道の洗浄・肛門腺しぼり・除毛・抜毛等）や検査 ○治療を伴わない介護 ○往診料

※主な場合のみを記載しておりますので、上記以外については普通保険約款をご確認ください。

⑦特別条件特則について

契約概要 **注意喚起情報**

ご契約時またはご契約の更新時に、特定の病気またはこれと獣医学上重要な関係が認められる病気により負担された治療費用についてはお支払いの対象としないという条件が付加される場合があります。

⑧主な特約と概要

契約概要

特約名称	特約の概要
インターネット申込割引特約	インターネットからお申し込みを行った場合に自動的に付加される特約で、インターネットからのお申し込み手続きや保険料等について定めています。

※その他の特約については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

⑨他の保険契約等との補償重複に関するご注意

注意喚起情報

被保険者が、この保険の対象となるペットと同一の犬または猫についてすでに同種の補償を契約されている場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、他の保険契約等から保険金が支払われた場合、当社がお支払いする保険金は、被保険者の負担した治療費用の額から他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額（支払責任額を限度とします）となりますのでご注意ください。

10 保険料について

契約概要 注意喚起情報

- 保険料は、ペットの区分、年齢、補償割合等により決まります。ご契約更新時の保険料は、更新日のペットの満年齢に該当する保険料となります。保険料一覧は、「パンフレット」をご覧ください。
※両親いずれの犬種も不明である場合など、体重によるペットの区分により保険料を決定している場合、更新時の保険料は、更新日の体重によるペットの区分および更新日のペットの満年齢に該当する保険料となります。
- 払込方法(回数)は月払か年払のいずれかをお選びください。
- 払込方法(経路)は、口座振替またはクレジットカード払いのいずれかをお選びください。
[1. 口座振替の場合]
月払保険料は払込期月中の毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、年払保険料は責任開始日または更新日の属する月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、保険契約者の指定口座より、口座振替(自動振替)によりお払い込みいただけます。
[2. クレジットカード払いの場合]
クレジットカード払特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料の払い込みを行うことができます。この場合、以下の事項については口座振替による保険料の払い込みの場合と異なります。
 - ①会社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料の払い込みがあったものとします。
 - ②クレジットカード会社への保険料の請求は、払込期月の中旬に行います。
- この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。
- 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。
- 1 保険期間の保険金の支払金額の合計が限度額に達した場合、達した日が属する月の翌月以後、保険期間満了日までの保険料はお払い込みいただく必要はありません。該当する保険期間満了後は、保険契約の更新をしていただくことができます。

11 保険料のお払い込みの猶予期間とご契約の失効

注意喚起情報

- 保険料お払い込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

●保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

[1. 月払の場合]

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払い込みがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月の保険料を合算した2か月分の保険料が払い込まれない場合



[2. 年払の場合]

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき保険料のお払い込みがない場合



- 保険契約が失効した場合、保険契約の復活はできません。

2. ご契約時におけるご確認事項

1 告知義務について

注意喚起情報

- 保険契約者または被保険者には、ご契約時および支払保険金額が増額となる変更時、危険に関する重要な事項のうち、会社所定の書面で質問した事項につき、その書面により告知していただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって告知書などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社のご契約を解除(支払保険金額が増額となる変更の際の告知については増額分を解除)することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項については、十分ご注意ください。
- 加入時に詐欺・強迫行為や保険金を不法に取得する目的があったときは、責任開始日や支払保険金額が増額となる変更を行った日からの年数を問わず、保険金をお支払いしないことがあります。また、この場合すでにお払い込みいただいた保険料は、お返しいたしません。
- 当社の社員・募集人には告知受領権がありません。当社の社員・募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、必ず告知書にご記入いただきますようお願いいたします。ご記入内容によってはご契約をお断りすることがあります。

2 保険契約のお申し込みの撤回等(クーリングオフ)について

注意喚起情報

以下の条件を満たす場合、お申し込みの撤回をお受けします。また、お申し込みを撤回され、すでに払い込まれた保険料がある場合は、すみやかに保険契約者にお返しいたします。

- 保険契約者が責任開始日の前日までに、書面(封書またはハガキ。消印有効)または電磁的記録により当社宛に通知した場合
- 書面には、保険契約のお申し込みを撤回する旨を明記し、保険契約者の署名または記名・捺印、保険種類、保険契約の申込日、保険契約者の住所、電話番号をご記入ください。
- 電磁的記録による場合は、当社ウェブサイトのお問い合わせフォームよりお申し出ください。

3. ご契約後におけるご確認事項

1 当社にご連絡をいただきたい事項について

注意喚起情報

- 保険契約者の住所などご契約内容に変更が生じた場合や、ペットを譲渡した場合、ペットが死亡した場合は、保険契約者ご本人より当社まで必ずご連絡ください。
- 保険契約締結の後、保険の対象となるペットが売買等の営利目的として飼育・管理されるようになった場合、闘犬・狩猟犬・競争犬・災害救助犬・警察犬等となった場合やブリーダー等において専ら繁殖を目的として飼育・管理されるようになった場合など、愛玩動物または伴侶動物とすることを目的として飼育・管理されなくなった事実が発生した場合には、その事実が発生した時から保険契約は消滅しますので、必ず当社にご通知ください。

2 ご契約の解約と解約時の未経過保険料

契約概要 注意喚起情報

- 保険契約を解約する場合は、書面によるお手続きが必要ですので当社までご連絡ください。
- 保険契約が解約となった場合、すでに当社に払い込まれた年払保険料から、解約日における既経過月数(1か月未満の端数は切り上げます)に月払保険料相当額を乗じた額を差し引いた額を払い戻します。月払の場合、未経過保険料はありません。

③ご契約の解約に際しての不利益事項 **注意喚起情報**

ご契約中の保険契約を解約し、新たに保険契約をお申し込みいただいた場合、ペットの健康状態などによってはお引受けできないことがあります。

4. その他のご確認事項

①保険金のご請求の手続きについて **注意喚起情報**

- (1) ペットの治療を開始した場合は、必ず、その日から30日以内にご契約者様サポートセンターまでご連絡ください。
- (2) 保険金をご請求する権利は、ペットに対する治療がなされ、被保険者が治療費用を負担した時の翌日から3年を経過しますと時効によりなくなりますのでご注意ください。
- (3) 保険金のご請求に際しては、当社の指定する書類をご提出いただくことが必要となります。詳しくは、保険金ご請求時に、ご契約者様サポートセンターにご確認ください。
- (4) 当社は、保険金のお支払いにあたり必要な限度において、当社の指定する獣医師によるペットの診察等を行うことがあります。
- (5) 当社は、保険金をご請求いただいた治療費用が、治療を受けた時点の獣医学の水準に照らした平均的な治療費用の額から相当に乖離しており、動物病院を変更することによりその状態の解消が見込まれる場合には、治療を受ける動物病院の変更をお願いする場合があります。

[保険金の代理請求について]

保険金受取人である被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わって配偶者など所定の範囲内の親族(代理請求人)が、保険金を請求することができます。

②配当金・満期保険金・解約返戻金 **契約概要**

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険は掛捨て型で、満期保険金や解約返戻金はありません。

③セーフティネットについて **注意喚起情報**

当社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりますので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。

ただし、破綻した場合の損失の補填や、資金の不正利用の防止等の観点から、少額短期保険業者登録時ならびに毎決算期に供託金を法務局に差し入れております。

④少額短期保険業者の制限について **注意喚起情報**

少額短期保険業者には、以下の制限があります。

- (1) 少額短期保険業者は保険期間が1年間(一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を受受する損害保険については2年間)以内であって、損害保険の場合は、保険金額が1,000万円以下の保険のみの引受けを行うもの
- (2) 1人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円以下とすること
- (3) 1人の保険契約者について引き受ける損害保険契約の保険金額の合計は、原則10億円以下とすること

⑤申込書・告知書のご記入について

- (1) 申込書は、必ず保険契約者・被保険者がご自身でご記入・ご捺印ください。
- (2) 告知書は、ペットの情報や過去および現在の健康状態など危険に関する重要な事項をお知らせいただくものです。保険契約者または被保険者が正確にご記入くださるようお願いいたします。

⑥少額短期保険募集人の権限 **注意喚起情報**

当社募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約は当社がご契約のお申し込みを承諾したときに有効に成立いたします。

⑦保険料控除の対象外となることについて **注意喚起情報**

保険契約者が負担する保険料は、所得税法上、所得控除の対象となっておりませんので、あらかじめご了承ください。

⑧インターネットでのお申し込みについて

インターネットからお申し込みの手続きを行った場合には、インターネット申込割引特約が付加されます。この場合、以下の事項については書面によるお申し込みの手続きと異なります。

- (1) お申し込みの手続きは、保険契約申込書の提出に代えて、保険契約者ご本人が、インターネットを利用して、会社が提示する保険契約申込画面で所要事項を入力または選択し、会社へ送信することにより行います。
- (2) 告知は、告知書の提出に代えて、保険契約者または被保険者ご本人が、インターネットを利用して、会社が提示する告知画面で所要事項を入力または選択し、会社へ送信することにより行います。
- (3) 保険契約申込時の保険料の払い込みは、クレジットカードによる払い込みのみとします。
- (4) 保険料は、専用の保険料率によって計算されます。

⑨補償割合、免責金額および払込方法の変更の取扱い

- (1) 補償割合および免責金額の変更は、更新時にのみ行うことができます。
- (2) 支払保険金額が増額となる変更を行う場合は、保険期間満了日の1か月前までに所定の用紙でお申し込みください。
- (3) 上記以外の補償割合および免責金額の変更を行う場合は、保険期間満了日までに所定の用紙でお申し込みください。
- (4) 支払保険金額が増額となる変更の際には、告知に関する会社所定の書面をご提出いただきますので、告知内容によっては変更できない場合もあります。
- (5) ペットの満年齢が12歳以後は、支払保険金額が増額となる変更はできません。
- (6) 払込方法の変更(月払または年払)は更新時にのみ行うことができます。保険期間満了日までに所定の用紙でお申し込みください。

⑩お問い合わせ・苦情・相談窓口

注意喚起情報

ご契約者様サポートセンター

TEL 通話料無料 **0120-54-1234**

受付時間 ● 午前9時～午後5時(土・日・祝・休業日を除く)
【※営業時間外は自動応答になります。】

◆ご契約者様情報の各種変更手続き(住所・電話番号の変更、保険金請求書類の発送等)は、自動応答専用ダイヤルでも承ります。

通話料無料 **0120-829-353**(24時間受付)

SBIペット少額短期保険株式会社

東京都港区西新橋2丁目8番6号 住友不動産日比谷ビル9F

⑪指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険に関する苦情処理手続き・紛争解決手続き等の実施のための「手続実施基本契約」を締結しております。お客様と当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8

TEL **0120-82-1144**

FAX **03-3297-0755**

受付時間 ● 午前9時～12時、午後1時～5時
(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

※詳しくは、一般社団法人 日本少額短期保険協会のウェブサイトをご覧ください。 <https://www.shougakutanki.jp/>

⑫支払時情報交換制度について

注意喚起情報

当社は、一般社団法人 日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人 日本少額短期保険協会ウェブサイト(上記)をご覧ください。



SBIペット少短の  ペット保険